

広島県告示第四百二二号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定によって、令和四年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

令和四年五月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 地籍調査本体事業

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
広島市	大字下の一部、大字和田の一部、大字葛原の一部、大字白砂の一部	交付決定の日、 令和五年三月三十一日
三原市	小坂町の一部、小泉町の一部、久井町吉田の一部、高坂町の一部	交付決定の日、 令和五年三月三十一日
府中市	上下町上下の一部、木野山町の一部	交付決定の日、 令和五年三月三十一日
三次市	布野町横谷の一部、作木町森山東の一部、糸井町の一部、栗屋町の一部、三和町上板木の一部、南畑敷町の一部、神杉地区の一部、甲奴町梶田の一部、吉舎町吉舎の一部	交付決定の日、 令和五年三月三十一日
東広島市	安芸津町木谷の一部、西条町郷曾の一部	交付決定の日、 令和五年三月三十一日
廿日市市	津田字沖横矢の一部ほか、津田字中小原・東城山の一部、津田字江尻の一部	交付決定の日、 令和五年三月三十一日
北広島町	寺原の一部、川井の一部、川東の一部、蔵迫の一部	交付決定の日、 令和五年三月三十一日

二 数値情報化事業

数値情報化を行う者の名称	数値情報化を行う地域	数値情報化を行う期間
広島市	大字下の一部、大字伏谷の一部	交付決定の日、 令和五年三月三十一日
安芸高田市	向原町長田の一部	交付決定の日、 令和五年三月三十一日

三 街区境界調査

府中町	調査を行う者の名称
本町一丁目の一部	街区境界調査を行う地域
交付決定の日 令和五年三月三十一日	調査期間